

訪問リハビリテーション重要事項説明書《令和6年6月1日現在》

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第3312110145号)

当事業所はご契約者に対して指定通所リハビリテーションを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業所の概要

本院は岡山県知事の指定を受けた（指定居宅・指定介護予防）訪問リハビリテーションの指定事業所です。

- (1) 事業所名（指定番号）、所在地、連絡先、
名 称 医療法人 経和会 難波 医院（介護保険指定番号 3312110145）
所在地 岡山市北区御津金川 983
連絡先 （電話）086-724-0008 （FAX）086-724-4107
管理者 （医師）難波 経豊
- (2) 提供できるサービスの地域
岡山市北区、赤磐市、吉備中央町、久米南町にお住まいの方
※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。但し、上記地域以外の方への指定訪問リハビリテーションに要した交通費は実費となります。また災害などにより通常使用している道路などの大幅な変更によっては別途請求させて頂く事があります。
- (3) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～土曜日（祝日を除く）
営業時間 月・火・水・金曜日：9時～18時、木・土曜日：9時～12時
休業日 日曜日、国民の祝日及びその振替日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日
管理者が携帯電話を24時間常備しており、休業日の難波医院へは電話は管理者の携帯電話に転送されますので、容態の変化等があった場合は、連絡をいただければ状態に応じて速やかに対応を致します。
※緊急連絡電話 086-724-0008（難波医院）
- (4) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	合計
管理者	1	0	1
理学療法士	2	0	2
作業療法士	0	0	0

2. サービス内容

- (1) 利用者に対して
- ・筋力増強および維持、歩行訓練、拘縮予防
 - ・認知予防指導（趣味の活用等）
 - ・バイタルチェック（血圧・体温・脈拍測定）
 - ・呼吸機能の増強および維持、呼吸訓練
 - ・言語、嚥下訓練、口腔ケア（言語障害・失語症・嚥下障害等）
 - ・療養指導（生活上の注意事項・食事指導等）、など
- (2) 介護者に対して
- ・リハビリテーションの方法指導
 - ・褥瘡予防の方法指導
 - ・室内環境整備の工夫
 - ・福祉用具の紹介
 - ・食事指導（介助の工夫・方法、など）
 - ・安全対策の工夫、など

3. 料 金

サービス利用料金と加算料金との合計が1ヶ月あたりの介護保険給付の自己負担額となります。

1) サービス利用料金の自己負担額

	サービス利用料金（1回20分あたり）
介護保険の自己負担が1割の場合	314 円/回
介護保険の自己負担が2割の場合	627 円/回
介護保険の自己負担が3割の場合	940 円/回

但し、当該サービスを月20人以上が利用される建物に居住されている場合は上記の料金の90/100、月20人以上が利用される建物に居住されている場合は上記の料金の85/100になります。また、厚生労働省からの指示により、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例として、令和3年4～9月はサービス利用料金の自己負担額が0.1%上乘せとなります。

2) 各種加算料金の自己負担額

	リハビリテーション マネジメント加算	医師が利用者または その家族に説明した場合
介護保険の自己負担が1割の場合	183 円/月	275 円/月
介護保険の自己負担が2割の場合	366 円/月	549 円/月
介護保険の自己負担が3割の場合	549 円/月	824 円/月

	退院時共同指導加算 (退院につき1回)	短期集中リハビリ テーション実施加算	認知症短期集中リハビ リテーション実施加算	サービス提供体制 加算
介護保険の自己負担が1割の場合	611 円/日	204 円/日	244 円/日	3 円/回
介護保険の自己負担が2割の場合	1,221 円/日	407 円/日	488 円/日	6 円/回
介護保険の自己負担が3割の場合	1,831 円/月	611 円/月	732 円/月	9 円/回

3) キャンセル料

利用予定当日にご連絡なく、利用者のご都合でサービスを中止する場合、キャンセル料を頂く場合がございます。

4. 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持と個人情報の保護のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者及びその家族に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) 利用者及びその家族の個人情報は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。
- (4) 利用者及びその家族の個人情報が含まれる記録物は、注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止します。
- (5) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (6) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (7) 管理する情報は、利用者の求めに応じて内容を開示し、訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行います（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります）。

5. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーションのサービス提供時に事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、家族等に連絡するとともに、必要な措置をとらせて頂きます。

6. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。（責任者：難波 経豊（管理者・院長））
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 成年後見制度の活用支援

利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行います。

8. サービス内容に関する苦情と相談

- (1) 当事業所のご利用相談・苦情担当
- 苦情受付担当者 主 任 伏見 可菜子 電話 086-724-9900
苦情対応担当者 管理者 難波 経豊
- (2) 当事業所以外では下記の窓口で受け付けております。
- ① 岡山県国民健康保険団体連合会 ② 岡山市 事業者指導課
岡山県岡山市北区桑田町17-5 岡山市北区大供3丁目1-18KSB会館4階
086-223-8811 086-212-1013
- ③ 赤磐市 保健福祉部介護保険課 ④ 久米南町 保健福祉課
赤磐市下市344 久米郡久米南町下弓削502-1
086-955-1116 086-728-4411
- ⑤ 吉備中央町 福祉課
加賀郡吉備中央町豊野1-2
0866-54-1313

同意書

重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意し、また、個人情報の取り扱いについても同意します。

令和 年 月 日

利用者甲

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

（続柄： ） 印

家 族

住 所

氏 名

印

事業者乙

住 所

岡山市北区御津金川 983

名 称

医療法人経和会 難波 医院

代表者

院 長 難波 経豊

印